

公正取引委員会から認定を受けた排除措置計画に関するお知らせ

令和 8 年 8 月 20 日

ルックスオティカジャパン株式会社
代表取締役 アンドレア・リッゾン

当社は、当社の行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」といいます。）に違反する疑いがあるとして、公正取引委員会から調査を受けていたところ、確約手続に係る通知を受けました。当社は、当該通知に基づき、独占禁止法に違反する疑いの理由となった下記 I. の行為（以下「本件被疑行為」といいます。）を排除するために必要な措置に関する計画（以下「排除措置計画」といいます。）を作成し、公正取引委員会に排除措置計画の認定を申請したところ、令和 8 年 8 月 6 日付けで、排除措置計画について公正取引委員会から認定を受けました。

当社は、認定を受けた排除措置計画に基づき、令和 8 年 8 月 12 日開催の取締役会において、本件被疑行為に係る下記 II. の事項を決議したことをお知らせいたします。

当社は、高い倫理基準に基づき、独占禁止法を含む適用法令を完全に遵守して事業活動を行っていくことを方針としております。

なお、排除措置計画の認定は、当社の行為が独占禁止法の規定に違反するものであることを認諾するものではなく、また公正取引委員会がかかる違反を認定したものではありません。

I. 公正取引委員会から通知を受けた本件違反被疑行為

ルックスオティカジャパン株式会社は、遅くとも令和6年4月頃から、自社が販売する「Ray-Ban」及び「Oakley」と称するブランドのサングラス*（以下「本件商品」という。）について、小売価格を維持することによりブランドイメージを守るという方針の下、推奨小売価格を定めた上で、以下の行為を行っている。

1. 自ら又は取引先卸売業者を通じて、小売業者に対し、以下のような要請をすること。
 - (1) 推奨小売価格以上の価格で販売すること
 - (2) オンライン販売において、本件商品を購入する消費者に対し、当該消費者の実質的な購入価格が推奨小売価格を下回ることとなるポイント、クーポンその他の利益の付与を行わないこと
 - (3) 発売開始から一定期間、オンライン販売を行わないこと
2. 他の小売業者からの苦情などにより、前記1(1)から(3)までの要請に従わず本件商品を販売している小売業者を把握した場合、自ら又は取引先卸売業者を通じて、当該小売業者に対し、前記1(1)から(3)までの要請をすること

* 一般屋外における強烈な太陽光線等に対する目の保護のために使われるもの、又はファッションの一つのアイテムとして着用するものをいい、視力補正用のものを除く。

II. 取締役会決議事項

1. 当社は、前記I.の公正取引委員会から通知を受けた本件違反被疑行為を取りやめること。
2. 当社は、今後、前記I.の本件違反被疑行為と同様の行為を行わないこと。